

平成20年12月2日

社団法人 日本エルピーガス連合会
会長 川本 宜彦 殿

資源エネルギー庁資源・燃料部
石油流通課長 岸 敬



液化石油ガスの取引の適正化及び契約トラブルの防止について

首都圏を中心に、L P ガス販売事業者やそれ以外の者が行う液化石油ガス(以下「L P ガス」という。)の販売等について、新規顧客獲得(顧客切替)に関する消費者からの相談等が最近寄せられている状況にあります。

これまでも当庁では、顧客切替時のL P ガス設備に関する無断撤去を禁止する旨の行政処分の適用があるルール化等の措置を講じたり、取引の適正化に関する周知活動等も積極的に行うとともに、最近の顧客切替に関する消費者からの相談等に対しても、積極的にアドバイスするなど、契約トラブルの防止に努力してきました。

貴団体においても、各都道府県ごとの消費者相談所での対応等、取引の適正化への取組を行っているところですが、なお一層の取組み強化を下記の事項について要請しますので、貴団体傘下の会員に対し、その旨周知されるようお願いします。

当庁としても、引き続き、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の諸規定に則り、下記の通報等に対しては、取引の適正化の徹底に向け、厳正な態度で臨んでいくこととしています。

記

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)は、L P ガス販売事業者以外の者が、消費者との間でL P ガス供給契約を締結することを禁じており、L P ガス販売事業者は、自ら液石法上のルールを遵守することはもちろん、L P ガス販売事業者以外の者が法令違反した又はするおそれがあると思料する場合には、液石法の適正な執行確保に協力する立場から、関係当局に通報するなど適切に対処されたい。

2. 消費者利益の保護の手段としては、液石法、消費者契約法等の既存法令による規制がなされているほか、更に、先般改正された「特定商取引に関する法律」は、来年末までに施行予定であるが、この改正によりLPガス供給に係る販売も同法に規定する訪問販売等の規制対象となり、当該勧誘行為を始めるに先立って事業者氏名やLPガス供給契約の締結について勧誘をする目的であること等を相手方に告げる義務が課されるとともに、事実と異なることを告げる行為(虚偽の説明を行うこと)、重要事項(価格・支払条件等)について故意に事実を告げない行為や人を威迫して困惑させる行為等が規制されることとなります。

これらの規制は、液石法の目的・趣旨と軌を一にするものであり、消費者利益の保護を十分に図る観点から、これらの既存法令・新設法令の内容・趣旨を踏まえて、各事業者において自主的な取り組みを励行するなど、取引の適正化に向け、業界を挙げて一層積極的に取り組まれない。

※ なお、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成7年10月30日公正取引委員会)及び「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」(平成6年6月30日公正取引委員会)において明らかにされているように、本要請を契機としてなされた事業者又は事業者団体の行為であっても、公正かつ自由な競争を制限又は阻害するおそれがある行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)上の問題となることに留意して下さい。

3. また、不公正な取引方法など独占禁止法違反行為の存在が思料される場合は、公正取引委員会に対し申告するか、又は本年3月に構築された公正取引委員会と経済産業省との「不公正な取引方法に係る協力スキーム」(別紙)を利用し、経済産業本省又は経済産業局に相談することもできるので、活用されたい。

不公正な取引方法に係る協力スキームについて

公正取引委員会と経済産業省は、不公正な取引方法に係る違反被疑行為に係る情報を効果的に収集し、機動的に調査・処分を行うため、別添のとおり、「不公正な取引方法に係る協力スキーム」を構築し、これを円滑に運用するために協力していくこととする。

平成20年3月25日

経済産業大臣 甘 利 明

公正取引委員会委員長 竹 島 一 彦

不公正な取引方法に係る協カスキーム
(公正取引委員会と経済産業省との協カスキーム)

1 目的

不公正な取引方法に係る違反被疑行為（以下「違反被疑行為」という。）に係る情報を効果的に収集し、機動的に調査・処分を行うための公正取引委員会と経済産業省との協カ体制を構築する。

2 違反被疑行為の情報収集に係る協カ

- (1) 公正取引委員会及び経済産業省は、不公正な取引方法に係る情報の積極的把握に努める。
- (2) 経済産業省は、違反被疑行為に係る情報に接した場合には、違反被疑行為に係る事実を特定し、周囲の事業者の状況など周辺情報を収集し、必要に応じて、公正取引委員会に通報する。
- (3) 中小企業庁は、接した情報を精査し、事案の重要性・情報の確度に応じて、公正取引委員会に対し中小企業庁設置法に基づく措置請求を行う。措置請求制度を活用していくために、中小企業庁は公正取引委員会の協力を得て、必要な事務処理手続規定の整備を行う。
- (4) 公正取引委員会は、自ら申告を受け又は探知した事案並びに(2)の通報及び(3)の措置請求を受けた事案について、その内容に応じて、申告人等に対する所要の調査を行う。当該調査に際して、公正取引委員会は、必要に応じて、独占禁止法41条に基づき経済産業省に調査を囑託する。囑託を受けた経済産業省は、法令上の適切な権限に基づき、速やかに調査を行い、結果を公正取引委員会に報告する。
- (5) 公正取引委員会は、(4)により調査を囑託した経済産業省から報告された調査結果が、関係者の協力拒否等により、囑託の所期の目的を達していないと認める場合は、自ら所要の調査を行う。

3 違反被疑行為の審査に係る協カ

- (1) 経済産業省は、あらかじめ又は公正取引委員会の要請に応じて、公正取引委員会が行う違反事件審査等に協力するための要員を確保する。
- (2) 公正取引委員会は、自ら申告を受け又は探知した事案並びに2(2)の通報及び(3)の措置請求を受けた事案を処理するため、経済産業省と協議の上、実際に違反事件審査等に協力する要員について、公正取引委員会事務総局に併任発令を行う。
- (3) 公正取引委員会は、上記2で情報を収集した事案について、違反事件審査を行う必要があると判断した場合、関係人等に対する所要の調査を行う。当該調査に際して、公正取引委員会は、必要に応じて、上記(2)の併任者を指揮して調査を行う。

4 連絡会議

公正取引委員会と経済産業省との協力を円滑に進めるため、連絡会議を設置する。